

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	第2回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	平成29年12月6日(水)午後2時00分～午後2時50分		
開催場所	みよし市役所3階研修室1		
出席者	(会長)天石 惇郎、(職務代理者)野崎 又嗣 (委員)加藤 民子、島 典広、日比野 守道、芳賀 真、 木戸 功男、山内 なほみ、近藤 人史、久野 和美 (事務局) 小野田福祉部長、太田福祉部次長、野々山保険年金課長、 浅井副主幹、野々山主事		
次回開催予定日	平成30年1月		
問合せ先	保険年金課国保担当 浅井、野々山 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録全文 ・議事録要約 	要約した理由	

審 議 経 過

【福祉部次長】

定刻となりましたので、ただいまから「平成29年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。

まず、始めに会議に先立ち、皆様に委員の交代のご報告をさせていただきます。

祖父江委員が一身上の都合により国民健康保険被保険者でなくなったため、平成29年10月31日をもって退任され、その後任として、11月1日から久野和美委員に務めていただくこととなりましたので、よろしくお願いたします。

では、ここで久野委員に委嘱状を交付させていただきます。

(委嘱状交付)

【福祉部次長】

ありがとうございました。久野委員、これからよろしくお願いたします。

また、本運営協議会につきましては会議公開となりますので、ご了承をお願いします。

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。

はじめに天石会長より、あいさつをいただきます。

【天石会長】

本日はお寒い中、またお忙しい中、委員の皆様にはお越しいただきありがとうございました。今日の議題は平成30年度より国民健康保険は県単位化となり、事務局から説明があるかと思いますが、われわれが納める保険税をどうするかということとなります。県から標準保険税率の仮算定の数値が示されたということですが、みよし市は県から示された保険税の水準よりかなり低いという状況で、この差額をどうするかというものです。保険税の財源を確保するには「被保険者からこれくらいは保険税をいただかなければいけないのでは」という一方、激変緩和とって「急に保険税を上げるのはどうか」といった意見もあります。保険税を上げないと市の一般会計から補てんをする。つまり税金から補てんをするという話になりますので、これもどうかという意見もあります。いずれにおいても被保険者である市民の負担に直結する問題ですので、今日は事務局からそのあたりの話を聞きまして慎重審議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【福祉部次長】

ありがとうございました。なお、本日は西田委員と奥村委員が所用により欠席されていますのでご報告させていただきます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条1項の規定により会長が議長を務めることとなりますので、天石会長よりよろしくお願いします。

【天石会長】

規定により議長を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。

本日の欠席者は2名、出席者は10名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、本委員会は成立しています。

はじめに、本日の議事録署名者の指名をいたしたいと存じます。

加藤委員と近藤委員を議事録署名者に指名しますのでお願いします。

なお、議事録は要点記載とし、書記を保険年金課の野々山主事をお願いします。

それでは議事に入ります。

協議事項（1）の「平成30年度みよし市国民健康保険税の税率について」、事務局より説明をお願いします。

【保険年金課長】

協議事項（1）の平成30年度みよし市国民健康保険税の税率について、ご説明いたします。

前回、7月の運営協議会において、みよしの国民健康保険財政の状況および平成30年度から始まる県単位化が本市の国保税にどんな影響を与えるかについてご説明させていただきました。

今回は、平成30年度以降の本市における国保税率の見直しの具体的な方向性についてご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

資料の1ページをお願いします。ここに、「みよし市国民健康保険の現状」として、まず国保税賦課額と医療給付費の推移について掲載しております。

内容は、ほぼ前回もご説明したとおりですが、概要を申し上げますと、近年、国保被保険者数の減少とともに、被保険者からいただく国保税の額も減少している状況であり、その一方で1人あたりの医療費は増加傾向にあります。

そのような中で、平成30年度からは、県が県内市町村の国保財政を一括管理する県単位化が始まり、各市町村は県から示される標準保険税率を参考に税率を定め、徴収した保険税を財源にして、県に納付金を納めるわけですが、現在、県が仮算定として示す標準保険税率は現在の本市の税率よりも高いものとなっている状況であります。

また、その次の「一般会計からの法定外繰入」についてですが、先ほども申し上げましたとおり、現在、本市の国保財政は、1人あたりの医療費は増加傾向である中で、保険税の賦課額が減少していることで生じる財源不足分を「法定外繰入」といまして、一般会計から補てんしている状況であります。

国は、こういった赤字補てんのための法定外繰入の解消を求めており、県が現在策定中の「愛知県国民健康保険運営方針」の中でも計画的な法定外繰入の解消について触れられています。

これらのことから、2ページにありますように、国保税率の見直しにあたっては、被保険者の急激な負担増とならないように十分配慮するとともに、計画的に一般会計からの法定

外繰入の削減を進めていく必要があります。

それでは、別添のA3資料をお開きください。1ページには、みよし市国民健康保険税の現状を掲載しております。左側の表の「被保険者数の推移」や「1人あたりの推移」は、被保険者数や全体での賦課額が年々減少している状況を表しています。

右側の表は、平成28年度における本市の1人あたりの賦課額を県平均額との比較です。

国保税は、医療保険分・後期高齢者医療支援分・介護保険分に分かれますが、これを見ますと、本市の賦課額が県平均額よりも後期高齢者医療支援分と介護保険分が少なく、医療保険分を合計しても、まだ少ないことを示しています。

その下の表は、県が現在仮算定として示している標準保険税率との比較です。

県が示す標準保険税率は、本市の現行税率よりも合計で所得割が3.46%、均等割が6,674円、平等割が1,019円上回っています。

さらにその下の表は、近年における一般会計からの繰入の状況です。

一般会計からの繰入金には、法定繰入金と法定外繰入金があります。

法定繰入金は、低所得世帯にかかる保険税の軽減分の補てんや職員給与費等に充てるためなど、繰入れをすることと定められたもので、それ以外のものが法定外繰入金となります。表の下の注釈にありますように、法定外繰入金は、一般的に財源不足分の補てんが主な目的となりますが、その他に特定健診を受診した人で規定項目以外に追加項目を受診する必要がある人の受診費用や市が単独で実施している福祉医療にかかる費用なども含まれます。

この表の真ん中の法定外繰入金の額をご覧くださいますと、平成28年度は約3億5千万円と他の年度と比べて少なくなっていますが、28年度は国保事業基金から1億4千万円の繰入れを行ったため、金額が少なくなっているだけで、実質の法定外繰入金額は約4億9千万円で、他の年度を上回っています。

先ほどお話ししたように、国は、このような財源補てんのための一般会計からの法定外繰入の削減を求めており、そのためには、賦課の見直しが必要となります。

2ページをお願いします。表2には、平成28年度の答申の附帯意見です。

これを踏まえながら、今回の見直しについて検討していただくわけですが、ここで大きなポイントとなるのが表3「基本的な考え方」の見直しのポイント①②となります。

この2つのポイントについて、本市では先ほどご説明しましたが、標準税率と現行税率の差が大きく、また、法定外繰入の削減も考慮しなければならないといった状況となっております。

そこで、事務局としましては、右の比較検討の詳細案にあります、5つの案を示させていただきたいと思えます。

案1は、30年度は改正をせず、据え置きとする案、案2は、30年度の改正で県が示す標準税率と同程度とする案、案3は、

30年度から32年度の3年間で同程度とする案、案4は、5年間で同程度とする案、案5は、7年間で同程度とする案としています。

ただし、県から示される標準税率は毎年見直されるため、それによっては、この期間の延長・短縮もあり得ます。

3ページをご覧ください。1番目の表は、平成29年度の本市の現行税率と県が示している標準税率で試算したモデル世帯での年税額と1人当たりの年税額の比較表です。

これを見ますと、標準税率で賦課した場合、モデル世帯では現行より30.12%増、金額では年額6万6,500円の増額、1人あたりでは24.3%増で、年額2万3,021円の増額となります。

その下の表は、参考として、29年度に実施した見直しの内容を記載していますが、この時は、モデル世帯では3.46%引き上げ、年額7,600円の増額、1人あたりでは4.83%引き上げ、年額4,360円の増額としました。

その次の表からは、事務局がお示しする5つの案について試算した表となっております。

案1では、税率改正を行わない場合で、財源不足分にかかる法定外繰入金額は概算で約2億4千万円となります。

案2は、30年度で標準税率に近づけた場合ですので、同時に法定外繰入は無くなります。

案3は、30年度からの3年間で標準税率に近づけた場合で、モデル世帯で毎年平均9%程度の伸び率で、年額にして約2万2千円ずつ、1人あたりでは毎年7.5%程度の伸び率で、年額約8千円ずつの増額となる見込みです。

4ページに移りまして、案4は、5年間で標準税率に近づけた場合で、モデル世帯で毎年平均5.4%程度の伸び率で、年額にして約1万3千円ずつ、1人あたりでは毎年7.5%程度の伸び率で、年額約5千円ずつの増額となる見込みです。

案5は、7年で標準税率に近づけた場合で、モデル世帯で毎年平均3.8%程度の伸び率で、年額にして約1万円ずつ、1人あたりでは毎年3.2%程度の伸び率で、年額約3千円ずつの増額となる見込みです。

なお、案3、案4、案5については、それぞれ3年、5年、7年をかけて、法定外繰入を削減していくこととなります。

ただし、これらの試算は、現在、示されている標準税率を基準として、31年度以降の計画についても作成しております。

先ほどもお話ししましたが、標準税率は毎年見直されますので、その状況によっては、ここに示してある31年度以降の計画がまた変わってくることもありますので、今回は「とりあえず平成30年度の税率をどうするか」ということを決めていただくことになるかと思えます。

5ページには、前回の会議でもお示ししましたが、過去の税率見直しの状況を示した表を添付しておりますので、参考にいただければと思います。

以上、説明とさせていただきます。

【天石会長】

事務局から説明のありました件について、資料1ページにありましたように、平成28年度1人当たりの賦課額について、医

療養保険分の賦課額は県平均の水準に達しているが、後期分と介護分は達していない。医療保険分、後期分、介護分の合計した額も県平均の賦課額には達していない。資料3ページをみていただくと、平成29年度の現行税率と県が示した標準保険税率との比較があり、モデル世帯での年税額を比較すると、66,500円標準保険税に達していない状態である。これを一気に保険税を上げていくのか、激変緩和として何年かかけて上げていくかというのかによります。この分を上げていかないと一般会計からの繰入額が増え、国民健康保険加入者以外の負担につながり、つまり税金から補填しなければいけなくなる。特に後期分や介護分は県平均の水準に達していないので増やしていかなければいけない。若い人からしたら、なぜ老人の負担をしなければならないのかということになりますが、高齢人口もどんどん増えており健康寿命を延ばすことや世の中の活躍の場も増やしていってほしいと思います。いずれにしても保険税を上げていかなければならない状況です。資料2ページにあるとおり、事務局が示した中で案1から案5まであり、この中で皆さんから意見をいただき考えていきたいと思っておりますので、意見や質問等があればお願いします。

(意見なし)

【天石会長】

参考までにお聞きしますが、事務局としては、税率の見直し案については、どの案が適当であると考えていますか。

【保険年金課長】

事務局としましては、国や県も「被保険者の保険税負担が急激に増加することが無いように」と示していることに重点を置いて、被保険者から見て、一番負担が少ないと思われる案が適当であると考えております。

そこで、モデル世帯での試算結果において、平成29年度に見直しを行った際の伸び率が3.56%、年額で7,600円の増額であった点から考えて、この5つの案の中では、毎年の平均伸び率が約3.8%、年額としての増額が平均約1万円となる見込みである案5が適当ではないかと考えております。

【天石会長】

ただ今、事務局からは案5が適当であるのではないかとの説明がありました。被保険者の負担が少ないよう7年かけて保険税を値上げしていくということですね。もしここで決まった場合、予算として保険税や一般会計繰入金については市議会で議論されていくのか。

【保険年金課長】

市議会にもこの税率とするための条例改正案を提出するとともに一般会計繰入金について平成30年度の当初予算として計上していくこととなります。

【天石会長】

今の事務局の説明で、全体を含め何か質問や意見はありますか。

(意見なし)

【天石会長】

意見も特に無いようですので、ここでお諮りします。

ただ今、事務局より提案のありました、平成30年度みよし市国民健康保険税の税率についての改正(案)につきまして、案5を承認することでご異議はありませんか。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

では当委員会では案5を承認することと決定いたします。

続きまして、協議事項(2)の「第2期みよし市国民健康保険データヘルス計画、みよし市第3期特定健康診査等実施計画について」、事務局より説明をお願いします。

【保険年金課長】

資料の3ページをお願いします。

現在、本市では「第2期みよし市国民健康保険データヘルス計画」と「みよし市第3期特定健康診査等実施計画」を策定しております。

そこで、今回の計画の策定にあたり、委員の皆様には計画の概要をお示しし、何かご意見等がありましたら、お聞かせいただければと思います。

それでは、資料に沿って、ご説明いたします。

まず、それぞれの計画の趣旨ですが、1.の趣旨にありますように、データヘルス計画は、保健事業全般を対象とし、国保被保険者の健診データや受診データの分析結果を活用し、保健事業の展開、健康への意識づけ、重症化予防まで網羅した事業を進めていくための方法やその成果に関し、具体的な目標を定めた計画です。

一方、特定健康診査等実施計画は、保健事業のうち、生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導を対象とし、事業の効率的な実施のための具体的な目標を定めた計画です。

計画の期間は、どちらの計画も国の第3期医療費適正化計画の期間に合わせて、平成30年度から35年度までの6年間とします。

計画の位置づけとしましては、データヘルス計画については、みよし市総合計画の下、全市民を対象とした健康みよし21第2次計画の内容に整合したものとし、さらに、特定健康診査等実施計画については、データヘルス計画の内容に整合したものとしします。

計画の内容としましては、4の計画目次構成(案)に則って、策定したいと考えております。

データヘルス計画については、第1章で計画策定の概要、第2章では国保被保険者の健診データや受診データをもとに

現在の国保被保険者を取り巻く現状を分析した結果の紹介、第3章では、第2章の現状を分析した結果を踏まえた課題の抽出、第4章では、その課題に対応するための保健事業の実施計画、第5章は、計画実施についての評価方法という構成を考えております。

従来、データヘルス計画と特定健康診査等実施計画は、それぞれ独立した計画でしたが、計画策定の背景などが共通していることから、第6章として、特定健康診査等実施計画を織り込みたいと考えております。

5のみよし市の現状と今後の方向性では、今回分析した結果、抽出されたみよし市における課題やそれらに対応するための保健事業の例を掲げており、これらをもとに計画をまとめてまいります。

以上、説明とさせていただきます。

【天石会長】

事務局より説明いただきました件について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

【野崎職務代理者】

特定健診は毎年12月で終わりということで今年はまだ数字は無いと思いますが、平成28年度の受診率はわかりますか。

【保険年金課長】

37.6%です。

【野崎職務代理者】

50%はいかないのか。

【保険年金課長】

アイモール三好で受診率向上キャンペーンの開催や福祉フェスタでの啓発、特定健診未受診者への電話による受診勧奨等をやってはおりますが、徐々に受診率は上がってきているものの、50%までは難しい状況です。

【野崎職務代理者】

特定健診の受診者はどの年代の受診率が低いかというデータはあるか。

【保険年金課長】

平成26年度のデータになりますが、年代別によると40代の若い世代の方の受診率が低いです。

【木戸委員】

どの年代が医療費を多く使っているのか。

【保険年金課長】

平成26年度の資料になりますが、50代位までは1人当たりの医療費は25万円くらいですが、60代を超えてくると30万から40万円となってきました。

【木戸委員】

以前、医療費が一時的に下がったという報告を受けたことがあったが、あの時は特定健診を受けた結果下がったという説明だったと思う。そうすると特定健診を受けていただく以外にないということか。

【保険年金課長】

生活習慣病の早期発見にはそれが欠かせないということで、まず特定健診を受けていただくことが必要かと思います。早めに受診していただければ、ひどくなる前に処置を受けていただき医療費を抑えられるということだと思います。

【天石会長】

特定健診を受けるのはまず大事なことだと思いますが、その他にデータヘルス計画を作成する上で他の部局との連携をとりながら事業や取り組み等はあるのか。

【保険年金課長】

データヘルス計画は保険年金課と健康推進課と共同で策定に取り組んでいます。健康推進課が今年から実施している健康マイレージ事業などと連携を取った内容を計画に盛り込んでいくことも考えていきます。

【天石会長】

島委員にお聞きします。医療機関から、握力や歩行速度を測るように言われますが、あれは医療費と関係があるのでしょうか。

【島委員】

愛知県から後期高齢者医療に加入している75歳以上の握力のデータをいただいたところ、医療費の高い人が結果として握力が弱ってくるといった傾向が見られました。生活習慣の中に運動を取り入れていくのが1番重要だと思います。

【天石会長】

日比野委員にお聞きします。患者さんをみていて、腰痛を持っている人が寝たきりなどの介護生活にならないため、重要なことはありますか。

【日比野委員】

人は体が痛いと動く気がなくなってしまいますが、動ける人は、体を動かした方が痛みを感じにくくなると思います。

【天石会長】

こういった意見も計画策定の参考にさせていただければと思いますが、今後、第2期データヘルス計画は策定したら、どうやって皆さんに周知していくのでしょうか。

【保険年金課長】

現在も第1期データヘルス計画は市ホームページに掲載しておりますので、同様に掲載していきます。また、市役所1階にあるみよし情報プラザにも閲覧できるよう設置する予定です。

【天石会長】

第2期みよし市国民健康保険データヘルス計画、みよし市第3期特定健康診査等実施計画について他に質問や意見はありますか。

(意見なし)

【天石会長】

意見も無いようですので事務局案のとおりとさせていただきます。

続きまして、(次第3)その他について、何かありましたら事務局より説明をお願いします。

【保険年金課長】

今回、国保税の見直し案について、ご審議、ご決定いただいた内容をもとに、今後、市長に提出します答申書を作成してまいります。

なお、その内容につきましては、次回開催します第3回目の運営協議会において、再度皆様にご確認いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、間もなく国の方から来年度における税制改正の内容が発表されることと思われま。

その中で国保税に関連する改正があった場合は、次回の運営協議会において、その点にかかる見直しをご検討いただくことになると思われますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

なお、次回のみよし市国民健康保険運営協議会は、1月18日の木曜日、午後2時から開催予定です。

【天石会長】

以上で本日の予定を全て終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたる慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

【福祉部次長】

以上で平成29年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会を終了いたします。次回の会議もご都合を付けていただいで参加をお願いいたします。

それでは、最後に礼の交換をお願いいたします。一同、ご起立ください。「一同、礼」ありがとうございました。